

公表版

# 青梅市立学校 情報セキュリティポリシー

- ・ 序
- ・ 基本方針

青梅市教育委員会  
令和 8 年 4 月 1 日改定  
(第 5 版)

## 序 青梅市立学校情報セキュリティポリシー

青梅市教育委員会は、教育の情報化を推進するに当たり、学校における児童・生徒の個人情報をはじめとした重要な情報資産を様々な脅威から守り、安全かつ適切に取り扱うため、文部科学省「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を踏まえ「青梅市情報セキュリティポリシー」と整合性を図り「青梅市立学校情報セキュリティポリシー」を策定する。

「青梅市立学校情報セキュリティポリシー」は、青梅市立学校における情報セキュリティ対策に統一的に取り組むための「青梅市立学校情報セキュリティ基本方針」および「青梅市立学校情報セキュリティ対策基準」をもって構成する。

また、「青梅市立学校情報セキュリティポリシー」にもとづき、「青梅市立学校情報セキュリティ実施手順」を策定する。

なお、本情報セキュリティポリシーは、他に定めがあるものを除き、青梅市教育委員会が実施する情報セキュリティ対策についての基本的な事項を定めるための基本方針として、また、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の6第1項に規定するサイバーセキュリティを確保するための方針として、定めるものである。

# 青梅市立学校情報セキュリティ基本方針

## 1 目的

この基本方針は、青梅市教育委員会（以下「教育委員会」という。）および青梅市立学校（以下「学校」という。）が管理する情報資産の機密性、完全性および可用性を確保するため、様々な脅威に対する抑止、予防、検知および回復について、組織的かつ体系的に取り組むための統一的な方針ならびに情報資産の安全管理対策を実施するに当たっての基本的な考え方および方策を定めることを目的とする。

## 2 適用範囲

この基本方針は、教育委員会および学校が管理する情報資産（他の情報セキュリティポリシー等に定められているものを除く。以下同じ。）ならびに当該情報資産に関する業務に携わる教職員等および事務事業の委託を受けた者に適用する。

## 3 定義

この基本方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

### (1) 情報資産

情報および情報システムをいう。

### (2) 情報

教育委員会および学校が管理する情報（電磁的記録、紙媒体等、音声等）をいう。

### (3) 情報システム

ネットワーク、ハードウェア、ソフトウェアおよび記録媒体で構成され、処理を行う仕組みをいう。

### (4) ネットワーク

コンピュータを相互に接続するための通信網およびその構成機器をいう。

### (5) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性および可用性を維持することをいう。

(6) 機密性

情報にアクセスすることが認められた者だけがアクセスできることを確実にすることをいう。

(7) 完全性

情報および処理方法の正確さならびに完全である状態を安全防護することをいう。

(8) 可用性

認められた者が必要なときに情報にアクセスし、それを利用できることを確実にすることをいう。

#### 4 管理体制

教育委員会は情報セキュリティ対策を推進および管理するための組織体制を整備するものとする。

#### 5 情報資産の分類および管理

教育委員会は、情報の機密性、完全性および可用性を踏まえた情報資産の分類を行い、その重要性に応じて、適切な管理を行うものとする。

#### 6 情報セキュリティ対策

教育委員会は、情報資産を、故意（盗聴、不正アクセス、改ざん、破壊、窃盗等）、過失（入力ミス、操作ミス等）、災害（火災、地震等）、故障等による損傷などの脅威から守るため、次の情報セキュリティ対策を講ずる。

(1) 人的セキュリティ対策

情報セキュリティに関する権限や責任および遵守すべき事項を定め、教職員等および受託者に対する周知および徹底を図るとともに、十分な教育および啓発を行うために必要な対策

(2) 物理的セキュリティ対策

情報システムの設置場所および情報の保管場所等への不正な立入りならびに情報資産への加害および利用の妨害等から保護するための物理的な対策

(3) 技術的セキュリティ対策

情報資産を不正アクセス等から保護するため、情報資産へのアクセス制御、ネットワーク管理等の技術的対策

(4) 運用等における対策

情報システムの監視および情報セキュリティ対策の遵守状況の確認等の運用面の対策

(5) 緊急時におけるセキュリティ対策

緊急事態が発生した場合に、迅速かつ適切な対応が可能となるような危機管理対策

## 7 情報セキュリティ対策基準の策定

教育委員会は、基本方針にもとづき、情報セキュリティ対策を実施するに当たっての遵守すべき事項および判断等の統一的な基準として、情報セキュリティ対策基準（以下「対策基準」という。）を定めるものとする。

## 8 情報セキュリティ実施手順の策定

教育委員会は、基本方針および対策基準にもとづき、情報セキュリティ対策を具体的に実施するため、情報セキュリティ実施手順（以下「実施手順」という。）を定めるものとする。

## 9 法令等の遵守

情報セキュリティ対策を実施するには、法令等を遵守すること。

## 10 教職員および受託者等の義務

教職員等および事務事業の委託を受けた者等は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持つとともに、業務の遂行において、法令および情報セキュリティ対策を遵守する義務を負うものとする。

## 11 情報セキュリティに関する違反への対応

教育委員会は、基本方針、対策基準および実施手順に違反した者につ

いては、その重大性、発生した事案の状況等に応じて厳正に対処する。

## **12 情報セキュリティ監査の実施**

教育委員会は、基本方針、対策基準および実施手順が遵守されていることを検証するため、定期的に監査を実施するものとする。

## **13 評価および見直し**

教育委員会は、情報セキュリティ監査の結果等にもとづき、基本方針、対策基準、実施手順に定める事項および情報セキュリティ対策についての評価を定期的に実施するとともに、情報セキュリティを取り巻く状況の変化等に対応して、基本方針、対策基準、実施手順および情報セキュリティ対策の見直しを実施するものとする。